

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社ホシヤマ
法人番号: 6350001010180
住 所: 宮崎県小林市細野2633番地1
2. 指名停止措置期間: 令和3年7月16日から令和3年8月15日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 九州地方測量部管内

4. 事実概要:

株式会社ホシヤマ及び同社取締役は、平成31年3月19日、同社敷地内において、労働災害が発生した際に、労働基準監督署に虚偽の災害発生状況を記載した労働者死傷病報告書を提出したとして、令和元年12月12日、都城簡易裁判所において、労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金の略式命令を受け、その後、その刑が確定した。

また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和3年5月27日に宮崎県知事より指示処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社ホシヤマと同社の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)